

## 令和5年度第8回総会（月例）議事録

日 時	令和5年11月28日（火） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （16名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛
欠席委員 （3名）	園山 一則 豊留 辰男 横峯 明人
事務局	事務局長 種村 主 幹 新村 支局主任 濱畑、陣ヶ尾、溝川、山崎、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 内村、高山、吉満、渡邊 主 査 帖地、安樂、上崎 主 任 宮元 主 任 矢崎、米倉、西、平川 技 師 井手
農政総務課	
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地法第4条許可申請に関する件 3 農地法第5条許可申請に関する件 4 非農地認定に関する件 5 農用地利用集積計画に関する件 6 相続税の納税猶予に関する件
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 6 賃借料情報の提供について

<p>議 長</p>	<p>開 会（午前10時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
<p>桜 島 支 局</p>	<p>資料の修正をお願いします。</p> <p>議題5「農用地利用集積計画に関する件」、議案書22ページの番号11につきまして、3筆とも現況地目を樹園地から畑に修正をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19人中16人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、園山委員、豊留委員、横峯委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、岩元委員、弟子丸委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせします。</p> <p>議題2「農地法第4条許可申請に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
<b>議題1. 農地法第3条許可申請に関する件</b> <b>1 ページ～5 ページ 15件</b>	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。  まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。  番号1号、申請理由：労力不足、新規就農、権利の種別：所有権移転、売買。  番号2号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。  番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  この件について、補足して説明します。  譲受人は、現在の経営農地はありませんが、3年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。  番号4号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。  この件について補足説明いたします。  譲受人は、現在、経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、40年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。  番号5号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、15番委員お願いします。</p>
15番委員	<p>ご報告します。  番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。  番号7号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、11番委員お願いします。</p>
11番委員	<p>ご報告します。  番号8号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。  以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、5番委員お願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
17 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、10番委員お願いします。</p>
10 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、25年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」15件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題 2. 農地法第 4 条許可申請に関する件 6 ページ 2 件	
議 長	<p>次に、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>6 ページ、番号 2 号につきましては、11 番委員自身の配偶者が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、11 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p style="text-align: center;">(11 番委員離席後)</p> <p>それでは、吉田、4 番委員をお願いします。</p>
4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号 2 号、用途・施設：貸資材置場 400.00㎡、転回場 408.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西・北…他人田、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第 4 条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第 2 種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[「異議なし」の声あり]</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 2 「農地法第 4 条許可申請に関する件」番号 2 号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、11 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(11 番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>それでは、谷山、14 番委員をお願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：貸車両置場407.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…他人田、北…雑種地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件に関しまして、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成15年ごろから車両置場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題3. 農地法第5条許可申請に関する件</b>  <b>7ページ～13ページ 21件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題3「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、事務局お願いします。</p>
事 務 局	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：クヌギ60本989.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…他人畑、西…受人畑、南…山林、北…市道、境界…土留、雨水…自洗流下、権利の種別：所有権移転、贈与。</p> <p>この件につきまして、補足説明を行います。</p> <p>申請地は、転用許可を受けないまますでに植林されていたことから、今回始末書添付の上、申請するものです。</p> <p>申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないこと、今後このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、14番委員お願いします。</p>

1 4 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、新設校舎2棟718.68㎡、既存校舎14棟4,054.00㎡、プール付属棟3棟98.91㎡、プール2面450.50㎡、校庭等12,847.37㎡、東…市道、農道、西…渡人畑、他人畑、私道、宅地、南…市道、私道、北…農道、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、駐車場54.00㎡、東…宅地、西・北…県道、南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自洗流下、賃貸借権。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を令和5年から駐車場として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>番号4号、建売住宅2棟122.55㎡、庭敷地等345.45㎡、東・北…渡人畑、西…農道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、農業用倉庫1棟41.40㎡、通路等56.60㎡、東・南…貸人畑、西…農道、北…雑種地、境界…土留、雨水…自洗流下、使用貸借権。</p> <p>番号6号、貸資材置場400.00㎡、貸車両置場974.00㎡、転回場等330.00㎡、東…市道、雑種地、西…宅地、他人畑、南…他人田、北…宅地、他人田、境界…コンクリート擁壁、雨水…自洗流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、住家1棟72.87㎡、庭敷地等220.13㎡、東…他人田、西…市道、渡人田、南…渡人田、北…渡人田、雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、建売住宅1棟72.70㎡、庭敷地等131.30㎡、東・南…渡人田、西…市道、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟92.25㎡、庭敷地等406.75㎡、東…山林、西…農道、南…渡人畑、北…里道、境界…土留、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号10号、貸駐車場827.66㎡、東…市道、宅地、西…渡人畑、南…里道、北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…自洗流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号11号、住家1棟87.36㎡、庭敷地等126.64㎡、東・北…宅地、西…渡人畑、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。

1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、資材置場162.00㎡、駐車場60.00㎡、転回場等480.00㎡、東…他人田、西・南…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、貸駐車場350.00㎡、転回場等413.00㎡、東・北…他人田、西・南…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、15番委員お願いします。
1 5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号14号、貸資材置場212.00㎡、転回場等122.34㎡、東…他人畑、西…雑種地、南…私道、北…宅地、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号15号、住家1棟69.56㎡、庭敷地等95.44㎡、東・南…私道、西…宅地、北…雑種地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号16号、建売住宅1棟139.12㎡、庭敷地等329.88㎡、東…宅地、西…宅地、他人畑、南…雑種地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、松元、17番委員お願いします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、建売住宅6棟361.73㎡、庭敷地等1,426.27㎡、東…宅地、西・南…市道、北…水路、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、住家1棟80.10㎡、庭敷地等273.90㎡、東…水路、西…他人田、南…貸人田、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号19号、建売住宅3棟189.62㎡、通路150.29㎡、庭敷地等1,017.09㎡、東・南…他人畑、西…他人畑、宅地、北…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号20号、運動場564.00㎡、東・南…水路、西…市道、北…宅地、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、郡山、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号21号、住家1棟101.75㎡、庭敷地等89.49㎡、東・西・北…宅地、西…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…市道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>本件は、一般住宅売買となっておりますが、本申請地につきましては、令和4年1月28日付で、5条転用許可済みであります。</p> <p>今回の申請は、宅地分譲地を受人が購入し、自己の住宅を建築するもので、本来は、許可不要です。</p> <p>しかし、当該地は、土地区画整理事業を実施中の地域内に位置し、事業が完了するまでは、地目変更ができず農地のままであること、所有権移転を行うには、不動産登記令第7条第1項第5号ハにより、農地法の許可書の添付を求められることから、便宜的に許可を行う必要があるものです。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号19号は除外後第2種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第5条許可申請に関する件」21件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p><b>議題4. 非農地認定に関する件</b>  <b>14ページ～15ページ 5件</b></p>	
議 長	<p>次に、議題4「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：住家1棟、25年経過、現況宅地。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約60年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、18番委員お願いします。</p>
18番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、調査結果：5219：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>5221、5230：孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。5242：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>

議	長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「非農地認定に関する件」5件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>	
<p><b>議題5. 農用地利用集積計画に関する件</b> <b>16ページ～29ページ 21件</b></p>			
議	長	<p>次に、議題5.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>資料の16ページをご覧ください。 「議案第5号」、令和5年11月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権11件、20筆、18,532.00㎡。使用貸借権10件、24筆、16,303.00㎡。合計21件、44筆、34,835.00㎡です。 議案書の17ページから29ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、29ページは、配分計画を含む内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>	
<p><b>議題6. 相続税の納税猶予に関する件</b> <b>30ページ 1件</b></p>			
議	長	<p>次に、議題6「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員をお願いします。</p>	

1 5 番 委 員	<p>30ページをご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>今回1件の申請がありました。</p> <p>令和5年11月17日に6番委員、私、事務局職員1名の計3名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>番号1についてですが、相続開始年月日は平成20年2月22日、申請人は被相続人の子であり、今回が6回目の発行でございます。</p> <p>申請は令和5年11月7日に提出されました。</p> <p>今回調査いたしました特例適用農地は、全て現況畑でありまして、特例適用農地1には、ビニールハウス5棟にホウレン草、バクチー作付中でした。特例適用農地2及び3は続き地で、ネギ、キャベツ、ハクサイ、芽キャベツ、タマネギ作付中でした。</p> <p>従いまして、特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「相続税の納税猶予に関する件」1件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
<b>1. 法務局から照会のあった農地等の現況について</b> <b>31ページ～38ページ 8件</b>	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。31ページです。 照会日：令和5年10月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、32ページです。 照会日：令和5年10月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、33ページです。 照会日：令和5年10月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年10月30日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、18番委員お願いします。
18番委員	報告します。34ページです。 照会日：令和5年11月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年11月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、35ページです。 照会日：令和5年11月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年11月17日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7番委員	報告します。36ページです。 照会日：令和5年10月31日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年11月10日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、37ページです。 照会日：令和5年10月31日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和5年11月10日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、10番委員お願いします。

10番委員	<p>報告します。38ページです。</p> <p>照会日：令和5年10月31日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。</p> <p>処理状況：令和5年11月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。</p>
<p>2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 39ページ～40ページ 5件</p>	
<p>3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 41ページ～47ページ 18件</p>	
<p>4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 48ページ～49ページ 4件</p>	
議長	<p>次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>39ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は5件です。 登記地目別では、田6筆、2, 260.00㎡、畑13筆、5, 376.91㎡となっております。取得した事由別数は、相続が5件。権利の種別は、所有権が5件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が4件となっております。 40ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、41ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第4条関係では、その他が1件となっております。 第5条関係では、多い順に一般住宅が13件、資材置場が4件、合計17件となっております。 42ページは、4条関係1件、43ページから47ページは、5条関係17件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事務局	<p>次に、48ページから49ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告」についてです。 吉野地区で1件、吉田地区で1件、喜入地区で2件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>

<b>5. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料2 113件</b>	
議 長	次に、報告事項5「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について それでは、事務局の報告をお願いします。
事 務 局	報告事項5「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について報告いたします。 別冊資料3をご覧ください。 先月の地区推進協議会等で計113筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。
<b>6. 賃借料情報の提供について 別冊資料3</b>	
議 長	次に、報告事項6「賃借料情報の提供について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

<p>事 務 局</p>	<p>次に報告事項6 賃借料情報の提供について、報告いたします。 別冊資料3をご覧ください。</p> <p>1の趣旨について、この賃借料情報の提供は、平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料に関する規定が削除され、これにかわるものとして、農地法第52条の規定に基づき、地域における農地の賃借料の目安になるものとして、実勢の賃借料の情報を提供するものです。</p> <p>次に、2の算出方法等については、平成21年9月に全国農業会議所が示した手引きを参考に、賃借料情報に関するデータを収集し、賃借料水準の計算を行いました。</p> <p>(1)の賃借料情報データは、農地台帳より令和4年3月から令和5年10月までの間に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告のあった農用地利用集積計画、利用権設定の賃貸借データを使用しました。</p> <p>(2)の賃借料水準の計算は、区分ごとの全賃借料データの平均値の1.7倍を超えるものと0.3倍未満の、特殊な取引に係るデータを除外した後のデータから10アールあたりの平均額、最高額、最低額を求めました。</p> <p>次に、3の提供区分について、(1)の地目は、作付作物から、田・畑・樹園地(茶畑)に分類し、畑のうち、松元地域については、お茶の産地としての地域性を考慮して、一般畑と茶畑に区分しました。</p> <p>(2)の地域については、平成16年11月1日の合併前の鹿児島地域及び吉田、桜島、喜入、松元、郡山の6地域に区分し、桜島地域の畑には、桜島地区と東桜島地区を合わせて提供します。</p> <p>なお、同地域に田はないことから地域設定はありません。</p> <p>4の賃借料情報の提供方法については、(1)の提供方法として、賃借料水準を賃借料情報として、農業委員会だよりと市ホームページに掲載するとともに、農業委員会本・支局の窓口配布等により提供します。</p> <p>(2)の公表期間は、令和6年12月までを予定しています。</p> <p>5の賃借料情報の公表案については、裏面のページのとおりです。お目通しをお願いします。</p> <p>以上で、賃借料情報の提供について、報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>(議事終了：午前10時35分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

<p>事 務 局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度第9回総会（月例）開催日時は、 12月27日（水）午後2時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li>   <li>・令和5年度第2回合同委員会開催日時は、 12月27日（水）午後3時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</li>   <li>・令和5年度農談会は、 12月27日（水）午後5時開催 アクアガーデンホテル福丸</li> </ul>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時40分）</p>